

募集

町田市スポーツ推進委員

市のスポーツイベントへの運営協力や、スポーツ指導などを通じて、スポーツ振興を図ることを目的とした非常勤の特別職の公務員です。

対市内在住の18歳以上の方＝1人
選考1次＝書類・論文、2次＝面接
申募集要項を参照し、所定の履歴書と論文(テーマ＝①「町田市地域スポーツクラブを地域に根付かせるための具体的な方策」②「子どもの体力向上のために取り組むべき具体的な施策」のうち1テーマ、400字詰め原稿用紙2枚まで)を、8月6日まで(必着)に直接または郵送でスポーツ振興課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。
 ※募集要項と所定の履歴書はスポーツ振興課(市庁舎10階)で配布します(町田市ホームページでダウンロードも可)。郵送希望の方はお問い合わせ下さい。

問スポーツ振興課 ☎724・4036

お知らせ

分譲マンション管理に関する相談会

マンション管理士が相談に応じます。

対分譲マンションの管理組合役員、区分所有者等

日8月29日(水)午後1時30分～4時

※相談時間は1組30分です。

場市庁舎

講(一社)東京都マンション管理士会 町田・たま支部

定4組(申し込み順)

申電話で住宅課(☎724・4269)へ。

7月22日は

マイナンバーカードの申し込みができません

マイナンバーカード(個人番号カード)は、市民課(市庁舎1階)と各市民センターで、月～金曜日(祝日を除く)と第2・4日曜日に交付しています。

7月22日(日)は、全国システムがメンテナンスにより休止するため、同カードの交付を行うことができません。また、住所異動に伴う同カードに関する各種手続き(継続利用・券面事項の変更等)、電子証明書に関する手続きも行うことができません。ご理解ご協力をお願いします。

※コンビニ証明書自動交付サービスは通常どおりご利用いただけます。

問市民課 ☎724・2123

生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の

認定申請を受け付けています

市では、国が6月に施行した生産性向上特別措置法に基づき、中小企業が機械・装置などの設備投資を通じて労働生産性の向上を図るために作成する「先端設備等導入計画」の認定申請を受け付けています。計画が認定されると、税制面や国の各種補助金採択においてメリットがあり

ます。
 ※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

対市内中小企業者
認定によるメリット①計画認定を受けた設備(償却資産)に係る固定資産税が3年間ゼロとなる②国の各種補助金(ものづくり・サービス補助金、IT補助金等)の優先採択(加点)の対象となる

申申請書類(町田市ホームページでダウンロード)を直接産業政策課(市庁舎9階)へ。

※郵送での提出を希望する方は、事前にお問い合わせ下さい。

※市への申請にあたっては作成した「先端設備等導入計画」の内容について、経営革新等支援機関(町田商工会議所、町田新産業創造センター、市内金融機関等)による事前確認書の発行を受けて下さい。また、設備取得は市による計画認定後に行ってください。

問産業政策課 ☎724・3296

中町中央町内会が警視総監賞を受賞

問市民生活安全課 ☎724・4003

5月25日、警視庁本部で、町田警察署から推薦された中町中央町内会が警視総監賞を受賞しました。この表彰は、犯罪に強い社会の実現のため、安全・安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績または功労のあった個人・団体に対して毎年行われるものです。



貢献をしていることなどを理由に、町田警察署から推薦を受けて、この度、警視総監賞を受賞に至りました。

この報告のため、6月27日に市役所を訪れた、中町中央町内会の新井邦夫会長は、「皆さんが安心してずっと住み続けたいと思ってもらえる街、子どもたちが大人になっても住みたいと思ってもらえる街を目指して、これからも地域のみんなで取り組んでいきます」と力強く語られました。

中町中央町内会は、永年、登下校時の子ども見守り活動や町内会全体での防犯パトロール活動などを実施している、非常に防犯意識の高い町内会です。また、町内会で独自の防犯ポスターを作成し、各戸に配布・掲示するなど防犯啓発にも精力的に取り組み、地域の防犯意識の向上に大きく貢献しています。他にも、警察と連携した地域安全運動に積極的に協力・参加するなど、地域の犯罪抑止にも多大な

国民健康保険限度額適用認定証は再申請が必要です

問保険年金課 ☎724・2130

国民健康保険に加入している75歳未満の方(後期高齢者医療制度加入者を除く)で、入院時等に医療費の負担が少なくなる「国民健康保険限度額適用認定証」、または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、7月31日が有効期限です。

8月からは、2018年度住民税課税状況により、改めて所得区分を判定します(2018年度の住民税を未申告の方は、申告後に申請をして下さい)。今後、入院等で医療費が高額になる可能性がある方や、高額な外来診療を受ける予定

のある方は、再申請して下さい。

対次のいずれかに該当する方 ①国民健康保険税に未納がない70歳未満である②70歳以上75歳未満で2018年度住民税非課税世帯である③70歳以上75歳未満で2018年度課税所得が「現役並みⅡ」「現役並みⅠ」の世帯である(右表参照)

申事前に電話でお問い合わせのうえ、国民健康保険証を持参し、直接保険年金課保険給付係(市庁舎1階)へ。
 ※郵送希望の方はお問い合わせ下さい。

※各市民センター等では交付できません。

70歳からの高額療養費の自己負担限度額が変わります

8月診療分から、70歳以上の方の自己負担限度額(月額)が下表のとおり変更されます(赤字が変更部分)。

現役並み所得者の区分が3つに分

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	25万2600円+(医療費の総額-84万2000円)×1% (14万100円) ※1	
現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	16万7400円+(医療費の総額-55万8000円)×1% (9万3000円) ※1	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上)	8万100円+(医療費の総額-26万7000円)×1% (4万4400円) ※1	
一般	1万8000円 (年間14万4000円) ※2	5万7600円 (4万4400円) ※1
低所得Ⅱ		2万4600円
低所得Ⅰ		1万5000円

※1 診療月を含む過去12か月で、4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です。
 ※2 1年間(8月～翌年7月)の自己負担額の合計額に対する上限です。

割られるため、「現役並みⅡ」「現役並みⅠ」の区分の方が、医療機関等で医療費の負担を自己負担限度額までにするには、「限度額適用認定証」が必要です。申請する方は、電話で保険年金課へお問い合わせ下さい。

町田市わたしの便利帳・まちだ子育てサイト・町田市立図書館ホームページ 広告を募集します

町田市わたしの便利帳

市の業務案内などを掲載する「町田市わたしの便利帳」を、2019年1月に全戸配布します。

この冊子は、市と(株)サイネックスが協働で作成するものです。本誌に掲載する広告を募集します。

※広告掲載依頼の営業に、趣意書を携えた業者が企業等を訪問する場合があります。

広告サイズA4全面、A4の1/2、A4の1/3、A4の1/9

※詳細及び申し込みは、(株)サイネックス(☎042・548・1556)へお問い合わせ下さい。

問広報課 ☎724・2101

まちだ子育てサイト

10月から、まちだ子育てサイトに有料広告(バナー)の掲載を始めます。

※詳細はまちだ子育てサイトをご確認下さい(TOPページ「バナー広告の募集について」)。

対ウェブサイト有する事業主

期間10月1日～2019年3月31日

募集枠数トップページ9枠(縦70ピ

クセル×横145ピクセル)

※1事業主につき1枠までです。

費1枠1か月あたり1万5000円

※今回は6か月分の募集です。

申申込書(まちだ子育てサイトでダウンロード)に記入し、8月20日まで(必着)に郵送で子ども総務課企画総務係へ。

問子ども総務課 ☎724・2876

町田市立図書館ホームページ

町田市立図書館ホームページは、現在訪問者数が月平均9万5000件以上です。

ホームページにバナー広告を掲載し、事業を広くPRしませんか。

対ウェブサイト有する事業主

期間3か月

募集枠数トップページ下の5枠(縦50ピクセル×横189ピクセル)、申し込み順

費1枠3万円

申必要書類(同館ホームページでダウンロード)に記入し、直接または郵送で中央図書館6階事務室へ。

問中央図書館 ☎728・8220